

令和5年2月14日

令和5年2月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

令和5年2月14日

◎ 議事日程 第1号

令和5年2月14日（火曜日）午後1時15分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第4 議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- 第5 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- 第6 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 第7 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
- 第12 議案第9号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第10号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14 議案第11号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

特別会計予算

◎本日の会議に付した事件		ページ
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	6
日程第4	議案第1号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	7
日程第5	議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	7
日程第6	議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	7
日程第7	議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	8
日程第8	議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8
日程第9	議案第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8
日程第10	議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	8
日程第11	議案第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	8
日程第12	議案第9号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8
日程第13	議案第10号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	8
日程第14	議案第11号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	8

◎出席議員（23名）

高橋三義	大竹雅春	杉田勝典
森山昭	重野正毅	阿部聡
吉崎進	三沢嘉男	鈴木一郎
徳永英明	タナカ・キン	田中立一
佐藤渉	大滝勝	稲辺茂樹
佐藤肇	高松守雄	小熊正
池井豊	宮澤直子	小黒博泰
廣嶋一俊	伝信男	

◎欠席議員（7人）

長谷川孝	村越洋一	目黒哲也
渡辺栄六	佐藤守正	小木曾茂子
本保友明		

◎説明のため出席した者

広域連合長	磯田達伸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	八木弘
業務課長	矢代睦
総務課企画係長	新保大祐
業務課医療給付係長	松田道代
業務課資格保険料係長	流石直人

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池田文明
議会事務局員	小林妙子
議会事務局員	皆川良太

午後 1 時 15 分 開議

○議長（高橋三義） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、昨年 8 月から本年 1 月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここに御報告を申し上げます。

○議長（高橋三義） これより、令和 5 年 2 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただ今、出席者は 23 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、佐藤肇議員及び池井豊議員を指名いたします。お願いします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 2、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

△日程第 3 発議第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護
に関する条例の制定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 3、発議第 1 号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

発議第 1 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

次に、本件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、発議第 1 号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 4 議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

- △日程第5 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- △日程第6 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- △日程第7 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- △日程第8 議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △日程第9 議案第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- △日程第10 議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第11 議案第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
- △日程第12 議案第9号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △日程第13 議案第10号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- △日程第14 議案第11号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋三義） 次に、日程第4、議案第1号「新潟県 後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第14、議案第11号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸） はい。議長。

○議長（高橋三義） 磯田広域連合長。

[広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（磯田達伸） 広域連合長の磯田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日提案いたしました議案について御説明いたします。

まず、議案第1号、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてです。これは、国の個人情報保護制度の一元化に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行のための条例を制定するものです。

次に、議案第2号、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてです。これは、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてです。

これは、議案第2号と同様、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第4号、新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第5号、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第6号、新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、いずれも、地方公務員の定年の段階的引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整備するものです。

次に、議案第7号、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。これは、国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号、新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定についてです。これは、国・県等の各種計画期間や諸施策との調和を図るため、現行の計画期間を1年延長するものです。

次に、議案第9号、令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。歳入歳出予算の総額に、それぞれ19億2,235万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,760億7,452万2千円とするものです。

次に、議案第10号、令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてです。これは、広域連合の運営に係る事務経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,135万1千円と定めるものです。

次に、議案第11号、令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてです。これは、後期高齢者医療制度の給付に係る経費を計

上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,795 億 4,971 万 8 千円と定めるものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋三義） 次に、事務局長から本件につきまして補足説明の発言を求められております。これを許可いたします。

◎事務局長（八木弘） 議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

〔八木事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（八木弘） それでは、議案第 1 号から第 11 号についての補足説明をさせていただきます。事前に議案書に併せてお送りいたしました、冊子「令和 5 年 2 月議会定例会提出議案の概要」という資料により、議案概要につきまして御説明いたします。お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」の表紙をおめくりいただき、1 ページをお開きください。

議案第 1 号、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。おめくりいただいて 3 ページです。

初めに、条例制定の趣旨、国の個人情報保護制度の一元化に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行のための条例を制定するものです。

次に、条例制定の概要です。（1）経緯です。令和 3 年 5 月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正をされ、旧保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律が新たな個人情報保護法に統合されました。これにより、国の行政機関、議会を除く地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されるとともに、国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視することとなりました。

なお、ここでいう「地方公共団体の機関」には議会は除かれていることから、先ほど議員提案がありましたように議会におかれましては独自の条例により対応されるものです。

次に、（2）広域連合の対応です。地方公共団体の執行機関は、今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなるため、現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」については廃止し、同法において

条例で定める必要がある事項及び必要に応じて条例で定めることが許容されている事項についてのみを、「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例」として定めます。

次に、(3) 主な内容です。開示決定等の期限については、法の規定では請求から開示決定までの期限を 30 日以内としているものを、現行の条例と同様、請求日の翌日から 15 日以内とし、これを受けて、期限の特例については 60 日以内としているものを 45 日以内とします。

開示請求に係る手数料については、現行条例の運用と同様、無料と規定します。

個人情報の適正な取扱いの確保については、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認めるときは、当広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問できるように定めます。

次に、条例案に関するパブリックコメントの手続きについてです。令和 4 年 10 月 6 日から同月 31 日までの間、ホームページ等を通じ広く意見募集を行いました。御意見はありませんでした。

なお、このパブリックコメントとは別に、当広域連合に設置する情報公開・個人情報保護審査会に対して、条例案の内容につきまして諮問を行い、適当との答申を受けております。

最後に、条例の施行日は本年 4 月 1 日です。なお、この後に説明します議案第 2 号から第 7 号まではいずれも現行条例の一部を改正するものですが、これらにつきましても全て施行日は本年 4 月 1 日ですので、その都度の説明を省きますことを御了承願います。

次に、5 ページをお開きください。議案第 2 号、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてです。おめくりいただいて 7 ページです。

初めに、一部改正の理由です。改定後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要です。現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の不開示情報の規定を、対応する改正後の「個人情報の保護に関する法律」の不開示情報の規定に合わせて改正します。具体的には、個人に関する情報のうち、個人識別符号が含まれるもの、当該個人が公務員等の場合、当該公務員等の氏名、事務又は事業に関する情報のうち、租税の賦課若しくは徴収に係る事務についての規定を改正します。

また、これまで規定がなかった不開示情報については、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定に合わせて新設します。具体的には、事務又は事業に関する情報のうち、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係や交渉上不利益を被るおそれがあるものについてです。

次に、11 ページをお開きください。議案第 3 号、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてです。

おめくりいただいて 13 ページです。

初めに、一部改正の理由ですが、議案第 2 号と同様、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要です。現行の「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」で規定されている審査会の所掌事務のうち、改正後の「個人情報の保護に関する法律」では審査会への諮問が許容されていない事項について、所掌事務から除きます。これは、現行「個人情報保護条例」において、あらかじめ審査会の意見を聴いて事務を行うこととされているもので、具体的には、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等に係る事務の処理に関する事項についてです。

また、現行の「個人情報保護条例」の廃止に伴い、条例の引用や字句の改正を行います。

具体的には、実施機関、行政文書、保有個人情報についての定義を、既存の他条例の記載に合わせて改正します。

15 ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、個人情報保護法の改正に伴う関係条例の制定及び一部改正についての 3 つの議案の説明を終わります。

次の 3 つの議案、17 ページ、議案第 4 号、新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、23 ページ、議案第 5 号、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、29 ページ、議案第 6 号、新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、いずれも地方公務員法の改正に伴うものですので、一括して御説明します。

19 ページを御覧ください。議案第 4 号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての関係資料です。

初めに、一部改正の理由です。地方公務員の定年の段階的引上げ等に関しての「地方公務員法の一部を改正する法律」の施行に伴い、文言を整備するもので、これは、議案第 5 号及び第 6 号も同様です。

次に、条例改正の概要です。改正後の地方公務員法の規定に合わせて条例の引用の改正を行います。これまで地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定されていた「定年退職者等の再任用」に関する規定が廃止され、同法第 22 条の 4 第 1 項に「定年前再任用短時間勤務職員の任用」が新たに規定されたことに伴い、これに関連する条例の引用条文を改正するもので、議案第 5 号及び第 6 号も同様となっております。

各議案関係資料の最後に、条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、地方公務員の定年引上げに関連する 3 つの条例の一部改正についての議案の説明を終わります。

次に、35 ページをお開きください。議案第7号、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。

おめくりいただいて37 ページです。

初めに、一部改正の理由です。低所得者に対する保険料軽減措置について所得判定基準の見直しがされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要についてです。国の政令改正により、低所得者の均等割額の軽減に関する判定基準が見直され、軽減対象者の拡充が行われます。具体的には、5割軽減の所得判定基準について、同一世帯内の被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減では同じく52万円から53万5千円にそれぞれ増額し、軽減対象者の範囲を拡大するものです。

2枚おめくりいただき、41 ページ、議案第7号参考資料を御覧ください。資料の中ほど、「軽減拡充に係る対象人数等の推計」についてです。県全体の影響につきましては、5割軽減については960人、2割軽減については1,023人、それぞれ対象者が増えるの見込んでおります。影響額については記載のとおりです。

なお、この見直しによりまして、均等割軽減対象者は7割軽減を含めて約26万5千人、被保険者全体に占める比率は68.3%となります。

39 ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

次に、43 ページをお開きください。議案第8号、新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定についてです。

おめくりいただいて45 ページです。

初めに、広域計画についてです。広域計画とは、地方自治法及び広域連合規約に基づき、広域連合と市町村が役割を分担し、連携しながら後期高齢者医療事務を総合的・計画的に行うために議会の議決により定めるものです。

次に、一部改定の理由です。現行の第3次広域計画の計画期間は令和4年度末で満了となりますが、国の医療費適正化計画や県の地域保健医療計画などの次期計画の計画期間が令和6年度からとなっていることから、これら各種計画等との調和を図るため、計画期間を1年延長し、期間を整合させるものです。

次に、一部改定の概要です。今ほど申し上げましたように、この度の改定では、計画期間を1年延長し令和5年度までとすること、また、本改定後も国・県等の各種計画等との整合を図りながら見直しを行うこととしております。

次に、改定案に関するパブリックコメントの手続きについてです。令和4年12月14日から令和5年1月6日までの間、実施しましたが御意見はありませんでした。

また、このパブリックコメントとは別に、市町村から意見を募集したほか、当広域連合に設置する医療懇談会においても説明をしております。

なお、47 ページに広域計画の新旧対照表を掲載し、また、別冊として計画改定案を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、51 ページを御覧ください。議案第 9 号、令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）です。

おめくりいただき、53 ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに 19 億 2,235 万 4 千円を増額します。「補正理由」は、療養給付費等の不足分及び過年度分保険料還付金の精算に係る経費を補正するものです。

次に、補正予算の概要についてですが、その説明に入ります前に、補正の理由にある療養給付費等の見込みについて、令和 5 年度当初予算分も含めて御説明いたします。

1 枚おめくりいただき、55 ページ、議案第 9 号参考資料、令和 4・5 年度の医療給付費見込みについてを御覧ください。

初めに、「算定方法」について御説明いたします。この度、特別会計の令和 4 年度補正予算、5 年度当初予算を計上するに当たり、一人当たり医療給付費を令和 4 年 12 月支払いまでの実績により算定いたしました。

なお、この算定時点において 12 月分の実績が未確定である現金給付分については、11 月支払いまでの実績を用いております。

また、令和 4 年 10 月からの窓口負担割合 2 割新設という新たな制度の導入により、医療給付費の給付水準・内容に相応の変動が生じていることから、医療給付費の推計手法を変更しております。これまで保険料率の算定などにおいて採用してきた、直接、医療給付費自体をその実績、増減率から推計するという手法を取り止め、まず医療費を、実績、増減率から推計した後に、これをベースにして、今後の医療給付費の見込みを改めて算定するという手法に変更したものです。

次に、下の表を御覧ください。これは被保険者数、一人当たり医療費、一人当たり医療給付費、医療給付費総額などの各項目について、年度別に、その実績と今後の推計値を示したものです。

令和 4 年度と 5 年度の列では、各項目ごとに推計値を 2 段で表示していますが、上段は 4・5 年度の保険料率を算定した 1 年前の時点での「試算値」、下段はその後の実績と、今ほど説明した新たな算定手法による「見込み」です。

この表の 1 項目め、被保険者数についてです。令和 4 年度の実績見込みが 37 万 9,734 人、5 年度 39 万 1,066 人となりまして、団塊の世代の 75 歳到達による増加傾向は変わりませんが、料率試算値から下方修正しております。

2 項目め、一人当たり医療費については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度に大きく落ち込みましたが、その後、徐々に増加しております。この趨勢を反映し、4 年度は 73 万 3,729 円、そして 5 年度には 74 万 2,980 円とコロナ以前の元年度の医療費水準を上回るものと推計しております。

3 項目め、一人当たり医療給付費については、先ほどの医療費推計に基づき、令和 4 年度 69 万 6,295 円、5 年度 70 万 2,229 円と料率試算値から上方修正しました。前年度からの伸び率は 4 年度がプラス 0.64%、5 年度がプラス 0.85%です。

医療給付費は、窓口負担2割の新設により給付水準が下がることから、医療費の伸びを下回っています。

4項目めから6項目めは、一人当たり医療給付費の内訳となります。

7項目め、一番下の段に移り、医療給付費総額については、令和4年度2,644億円、令和5年度2,746億円になるものと推計し直しました。伸び率は、4年度がプラス3.04%、5年度がプラス3.86%です。被保険者数の伸び率は料率試算値より下がる一方で、一人当たり医療給付費がそれを上回る伸び率になるものと推計していることから、医療給付費総額が試算値を上回ることとなったものです。

次に、おめくりいただき56ページ、「医療給付費見込みの修正要因」を御覧ください。

まず、「(1)被保険者数の減少」についてです。65歳から74歳の被保険者数の減少と被保険者の死亡数の増加という2点から、料率試算値との比較では被保険者全体人数の減少傾向が見られます。65歳から74歳の被保険者数は4,189人になるものと推計しました。試算値と比べ257人、被保険者数が下回るものと推計しております。

被保険者死亡数は25,818人になるものと推計しました。試算値と比べ572人、死亡数が上回るものと推計しております。

次に、「(2)医療給付費の増加」についてです。

初めに、新型コロナウイルス影響からの回復です。令和4年度見込みの一人当たり医療費、医療給付費ともコロナ以前である元年度実績まで戻っておりませんが、回復の傾向にあります。特に、一人当たり医療費のうち半分程度を占める入院医療費は、3年度にはコロナ以前の実績以上に回復しており、これが高額療養費の推計していた以上の増加にもつながっているものと考えております。

次に、2割負担者の割合が料率試算時より減少という点です。ページ下ほどの「参考 被保険者の負担割合別比率」にありますように、2割負担者の割合については、料率試算時点では16.4%と見込んでおりましたが、昨年10月の新制度導入時点の数値では15.7%でした。

一方で、1割負担者の割合は、試算時点の79.8%から80.3%となり、これも、試算よりも医療給付費が伸びる要因となっています。

次に、令和4年12月支払いまでの実績で算定です。今ほど説明しました「コロナ影響からの回復」は、11月支払い実績までに傾向として表れておりますが、更に12月支払いでは、2割負担が導入された10月診療分の支払いとなり、その影響が出てきております。医療給付費の見込みにつきましては、以上御説明しました12月までの支払実績等に基づき、料率算定時点での試算による医療給付費を修正のうえ、令和4年度補正予算(案)及び5年度当初予算(案)として計上したものです。

53ページへお戻りください。

改めて、令和4年度特別会計補正予算の内容につきまして御説明いたします。
「歳入予算」の市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金は、いずれも歳出の保険給付費に対応した法定負担割合に基づき、所要額を計上するものです。「繰入金」は、医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

次に「歳出予算」の「保険給付費」は、先ほど御説明しましたように、今年度の実績に基づく給付費の見込みが増加したことにより、療養給付費と高額療養費の不足分を補正するものです。

「諸支出金」の「保険料還付金」は、過年度分の保険料還付金の精算見込額に基づき不足分を補正するものです。

次に、令和5年度当初予算（案）について御説明いたします。

57 ページを御覧ください。

議案第10号、令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。
おめくりいただいて59ページ、横長のページです。

予算総額は15億8,135万1千円であり、前年度に比べ4億8,638万9千円、44.4%の増額となっています。増額となった主な理由を、上段右側に記載しています。特別会計への事務費繰出金が増加したことによるもので、これは特別会計における次期標準システムのクラウド化に向けた対応業務が増となったことによるものです。

なお、次期標準システムのクラウド化につきましては、議案第11号の特別会計予算において御説明いたします。

表の左側の【歳入予算】から、主なものについて御説明いたします。

分担金及び負担金は、事務局の運営に係る費用を共通経費負担金として、各市町村から御負担いただくもので、15億8,031万1千円です。

なお、参考として市町村別の内訳を、61ページの資料に記載しております。

国庫支出金は、被保険者、医療関係者、行政関係者等の意見を聴取する場として設定している医療懇談会の運営に対する交付金で71万円です。

次に、右側【歳出予算】について、主なものを御説明いたします。

総務費は、事務局運営費や、特別会計の事務経費に対する繰出金を計上した一般管理事務費、総務課等職員の人件費負担金などの経費である職員派遣関係経費です。

次に、63ページ、議案第11号、令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。

おめくりいただいて65ページ、予算総額は、2,795億4,971万8千円で、前年度に比べ、125億4,540万1千円、4.7%の増額となっています。上段右側に増減の主なものを記載しています。

増額となった主なものについてです。

保険給付費の療養給付費及び高額療養費は、補正予算について御説明したよう

に、今年度の実績等に基づく医療給付費見込が増加したことによるものです。総務費の電算システム経費では、次期標準システムのクラウド化に向けた対応業務の増による増額です。

ここで、標準システムのクラウド化について御説明いたします。地方自治体のデジタル・ガバメントを推進する国の方針に基づき、これまで各広域連合で機器等を調達し構築・運用していた体制から、国の集約機関である国保中央会が構築・一元管理するインターネット上の環境にシステムを移設し運用していく体制に変換します。これによりシステムの処理性能やセキュリティの向上等が期待できるものとされています。

国が示しているスケジュールでは、令和6年度からの本格稼働が予定されていることから、それまでに必要な移行作業等を完了できるように対応してまいります。

表の左側、【歳入予算】から、主なものについて御説明いたします。市町村支出金のうち、保険料等負担金は市町村で徴収いただいております保険料と、低所得者などに対する保険料軽減分の負担金、療養給付費負担金は歳出の療養諸費のうち、公費負担対象者分について、市町村における公費負担分12分の1をそれぞれ市町村から御負担いただくものです。

なお、「市町村支出金」の市町村別の内訳を67ページに記載しております。

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費などの対象経費を基にしたそれぞれの法定負担率による負担額です。

また、繰入金のうち、事務費繰入金については医療給付に係る事務的経費の財源として一般会計から繰り入れるもの、医療財政調整基金繰入金は保険料の上昇抑制のために当広域連合に設置しております医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

次に、右側の【歳出予算】についてです。

総務費は、業務課職員の人件費負担金を含む業務一般管理費、被保険者証の作成や審査支払電算処理などの医療給付経費、電算システム経費のほか、後発医薬品差額通知事業や重複・頻回受診者訪問相談事業といった医療費適正化推進事業に係る経費などです。

保険給付費は、療養の給付に係る費用で、療養給付費、食事・生活療養費などの療養諸費、高額療養諸費、葬祭費を計上しています。

次の、保健事業費のうち、健康診査事業費は市町村から御協力をいただきながら実施しております健康診査と歯科健康診査の市町村への業務委託料、その他健康保持増進事業は低栄養・歯科・服薬に関する訪問相談事業に係る経費などの低栄養・重症化予防業務委託料、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係る委託料、市町村が実施する保健事業に対する特別対策補助金などです。

以上で議案第1号から第11号の補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） それでは、これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合人事行

政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第5号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第5号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第6号「新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第6号「新潟県後期高齢者医療広域連合 特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」質疑に入ります。通告がありません

でしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第8号「新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第8号「新潟県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画の一部改定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第9号「令和4年度 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第9号「令和4年度 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第10号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第 10 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 11 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第 11 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年2月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

高橋 三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

佐藤 肇

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

池 田 豊